

子どもたちに安全で安心な遊び場を

平日放課後に校庭開放 5月23日から全市立小学校で

市は、子どもたちに安全で安心な遊び場を提供するために、公園へ遊びに行くのと同様に大人が関与しない児童の自由な遊び場として、5月23日から平日の放課後に市内の全市立小学校の校庭を開放する。入学後に保護者が安心して就労でき、すべての子どもたちが学校で楽しく安全に過ごすための環境の整備に向けて令和5年度から実施予定の「総合型放課後事業」の準備として開始するもの。

★校庭開放は現在市内27校で行われ、「総合型放課後事業」の準備として対象を全市立小学校に広げる。開催日は平日の放課後(日時は行事等により小学校ごとに異なる)。校庭開放及び登下校中は市民総合賠償補償保険・自由な遊び場(校庭開放)事業傷害保険が適用される。

★令和5年度から実施予定の「総合型放課後事業」は、留守家庭児童会室と放課後オープンスクエア(放課後子ども教室)を一体的に運営するもので、今年3月に方向性や考え方、実施手法や実施時期等を定める「総合型放課後事業実施プラン」を策定した。4月からは市内4カ所の小学校で土曜日と三季休業期に先行導入しており、令和5年度からは平日の放課後も含めて市内小学校全44カ所で実施する。「時間」「空間」「仲間」の「3間」を大切にする放課後オープンスクエア(放課後子ども教室)は、子どもたちの居場所として小学校の教室を用意し、スタッフを配置。見守り体制を確保した上で、子どもたちの自主性や主体性を尊重し、自由に遊べる環境の提供をめざす。

<問い合わせ> 放課後子ども課 電話 050-7105-8201、FAX072-867-8131